

iPadをどう存知ですか？



宍戸 栄徳

(香川大学大学院
地域マネジメント研究科 教授)

Harunori
Shishido

1 2010年1月28日にAppleがiPadを発表しました。アメリカでは4月3日に発売開始となり、発売初日で30万台を販売して大きな話題になっています。そのあおりで、当初日本では4月末には販売開始の予定が、品薄のため5月末に延期されるという影響が出ています。私自身も現物を見た訳ではないので正確に説明はできないのですが、簡単に言うとiPod touchを768mm×1024mmのスクリーンサイズに大きくしたものと表現できます。では、iPod touchはどんなものかというiPhoneから携帯電話、カメラ、GPSの機能を取り除いたものと言えます。

携帯電話からこれだけの機能を取り除いたらほとんど何の機能も持たないのでは?と思われる方も多と思います。ところが私自身は、その抜け殻のようなiPod touchを愛用し、有効活用しています。一番重要な機能はWi-Fi(無線LAN)接続でInternetに接続でき、情報端末としてPCで行う作業の多くを手のひらに載る携帯電話程度の機器(iPod touch)で行うことができます。iPhoneなら通信手段が集中し、故障や電池切れなどですべての通信ができなくなると不都合です。これを避けるために、携帯電話は別に持つことにしました。

2 最も頻繁使うのはmailで、Internetのmailを数秒で確認でき、重宝しています。次に、アクセスするのがニュースのサイトと交通機関の時刻調べなどです。辞書も役に立ちます。以前は電子辞書を別に持ち歩く必要があったのですが、iPod touchに辞書を組み込むことによりその必要が無くなりました。発売当初はInternetに接続できないとできない作業がほとんどだったのですが、接続しなくてもアプリケーションが使えるようになり、自分の用途にあ

ったものをダウンロードして使えば、さらに機能を充実させることができます。

例えば、電子ブックを読むことも可能です。しかし、如何せん手のひらサイズでは快適な読書には向かないことも事実です。表示フォントを拡大して見ることも自由にできますが、そうすると当然表示される文字数が少なくなるので、大量の文書を読むには向かないのです。iPadではその問題が解消され電子ブックのリーダとしても期待されています。

3 このように紹介すると良いことづくめのようなのですが、iPadで検討しなければならないことがあります。iPadにはWi-FiモデルのほかにWi-Fi+3Gモデルというのがあります。3Gというのは携帯電話網で、Internet接続をアクセス・ポイント経由の無線LANではなく、電話回線経由とするものです。利用するには当然、3G回線の利用契約してさらに課金されます。Wi-Fiでも原則的には利用料金が掛かります。最近では接続料の掛からない、無料のアクセス・ポイントが増えていますが、セキュリティの問題などが心配です。

要約すると、3Gでは電話回線に接続できることが必須で、その上でパケットの大量使用には向かないことです。一方、Wi-Fiではアクセス・ポイントがまだ十分に整備されていないので、移動しながらInternetに接続することはほぼ不可能という点です。私自身は移動中は接続を諦め、出張中などはホテルで有線のInternet接続を持参の携帯型無線LANルータでWi-Fi変換して接続する様にしています。

誌面がつきてしまいました。まだ見ぬiPadは今後機会を見て紹介したいと思います。

平成22年度「組合研究集会」助成組合募集

小企業者組合を対象に、次の要領により10組合について助成しています。

毎年多数の組合から申請希望がありますので、昨年度本事業を実施された組合については、ご遠慮いただくことがあります。

申込み多数の場合、事業内容並びに実施回数などにより選定させていただきます。お申し込みについては、FAX・郵送・メール等にてご連絡下さい。

組合研究集会に対する助成 【助成限度額100,000円・助成組合数10組合】 （助成率2/3 事業費150,000円の場合）	
事業の概要	<p>小企業者組合が、当該組合の組織強化、運営の向上、事業の発展向上及び組合員の経営の近代化等を目的として、組合研究集会を開催する場合、その開催費用等につき助成するとともに、講師の斡旋、指導員の派遣を行い組合研究集会の効果的な実施を図ります。</p>
対象経費	<p>講師謝金・旅費、会場借料、資料費、通信運搬費、消耗品費、借損料</p>
事業の対象者	<p>小企業者組織化指導事業の対象は、原則として次の①～⑤までに掲げる小企業者組合です。</p> <p>（小企業者とは） 常時使用する従業員の数が5人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については2人）以下の会社及び個人</p> <p>①事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の3/4以上が小企業者であるもの。 ②事業協同小組合及び企業組合。 ③協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下、又は組合員の3/4以上が協業実施直前において小企業者であったもの。 ④事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、3/4以上が小企業者であるもの。 ⑤前記に掲げる組合以外の組合であって他の特別の法律に基づく組合は、その直接又は間接の構成員の3/4以上が小企業者であるもの。</p>
問い合わせ先	<p>香川県中小企業団体中央会（担当：谷本） TEL 087-851-8311 FAX 087-822-4377 E-mail staff@chuokai-kagawa.or.jp</p>

総会終了後の事務手続きをお忘れなく!



●決算関係書類の提出

組合は、通常総会終了後2週間以内に、事業報告書及び決算関係書類を所管行政庁に提出することが義務づけられています。

【提出書類】

- 事業報告書(※)
- 財産目録
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 剰余金処分案又は損失処理案
- 前記の書類を承認した通常総会の議事録謄本

※特に、事業報告書については、記載のない組合が多いため、行政庁より記載の徹底を求められています。

●役員変更届の提出

役員に変更があった場合は、変更のあった日から2週間以内に所管行政庁に届け出ることが定められています。役員の変更とは、役員の住所・氏名の変更や改選・補充・辞任、代表理事の交代など役員に関する一切の変更をいいます。

●代表理事等の変更登記

組合は代表理事の住所、氏名のほか、組合名称、事務所所在地、事業並びに出資金等を登記しています。これらの事項に変更があったときは、変更のあった日から2週間以内に法務局に登記を行う必要があります。

※特に、同じ人が代表理事に再選された場合も、変更に該当するので登記が必要です。

ご注意ください。

☆本会ホームページ (<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/chuokai/download/index.html>) において決算関係書類、定款変更認可申請書、議事録等の様式を活用することができます。

☆事務手続き等について、ご不明な点がございましたら中央会指導員までご相談下さい。

中央会だより 3

経営革新・創業支援セミナーを開催



▲(株)大和製作所藤井社長

本会は平成22年3月25日、ホテルパールガーデン(高松市)において経営革新・創業支援セミナーを開催、21名が出席しました。

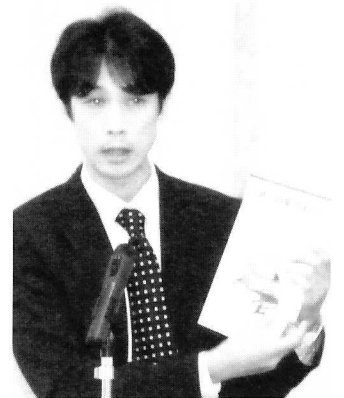
最初に、株式会社大和製作所代表取締役藤井薫氏を講師にお迎えし、「飲食業で繁盛する秘訣とは」をテーマに基調講演が行われました。

坂出市に本社を置く(株)大和製作所は、製麺機の製造販売、麺類店経営・店舗運営・開業トータルプロデュース事業等幅広い事業展開を行っています。

藤井氏は「良い物件、多額の資金を持っていても、経営者としての知識や心がけを持っていなければ全てが宝の持ち腐れ。そのための事前準備が重要である」と前置きした上で、事業を行う上で一番大切なことは、はっきりしたコンセプトがあるかどうかであり、コンセプトがしっかりしていないと成

功することは難しいと熱弁。また、繁盛店の共通点として、ライバル店が絶対に真似できない強みを持っていることを挙げ、そのためにもサービス力を磨き、他店に負けない店づくりをすることが肝要と、講演を締めくくりました。

次いで、日本政策金融公庫高松支店国民生活事業調査役山口宏氏より経営革新・創業支援融資制度について説明が行われた後、創業・融資についての個別相談会を実施、本会応援コーディネーターの高松大学経営学部教授正岡利朗氏及び本会指導員が個別に相談を受けました。



▲日本政策金融公庫山口調査役

中央会だより 4

中小企業PL保険の契約更改および新規加入のご案内

中小企業PL保険制度は、加入した中小企業の皆様が製造または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の物を壊したりするような物損事故が発生し、加入期間中に損害賠償請求が提起されたことについて、皆様が法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に、保険金をお支払いするものです。

平成22年度におきましても、組合員企業の加入促進をお図り頂きました組合に対しましては、本会より「普及推進費」(保険料の3%)をお支払いすることを予定しています。

◆◆◆本会賛助会員損害保険会社◆◆◆

東京海上日動火災保険株式会社	高松中央支社	TEL087-822-3295(担当:木村)
富士火災海上保険株式会社	高松支店	TEL087-851-0196(高松支店)
株式会社損害保険ジャパン	高松支店	TEL087-825-0925(高松総合支社)

最寄りの保険会社・同代理店または
香川県中小企業団体中央会 連携支援部(TEL087-851-8311)まで

「中小企業退職金共済制度」のご案内

中退共制度(中小企業退職金共済制度)は、退職金制度を持つことが困難な中小企業に、中小企業の相互共済と国の援助で退職金制度を確立することを目的として作られた国の制度です。

ぜひご利用下さい。

【制度の特色】

- 国の制度なので安全・確実・有利です。
- 適格退職金制度からの移行先となっております。
- 掛金の一部を国が助成します。
- 掛金は税法上、損金又は必要経費として全額非課税になります。
- 過去の勤務期間通算や、企業間を転職した場合などの通算ができます。

【掛金の種類】

月額5,000円から30,000円までの16種類です。

【加入の手続き】

所定の申込用紙に記入、押印のうえ中央会(委託事業主団体)に申し込んで下さい。

【お問い合わせ先】

■香川県中小企業団体中央会 総務企画部
TEL:(087)851-8311

■独立行政法人中小企業退職金共済事業本部
TEL:(03)3436-0151(代表)
URL:<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

中央会からのお知らせ

平成22年度香川県中小企業団体中央会通常総会及び中央会青年部通常総会を下記のとおり開催いたします。
是非ご出席下さいますようお願い申し上げます。

【香川県中小企業団体中央会通常総会】

- 日 時 平成22年6月18日(金)15時30分～
- 場 所 高松国際ホテル(高松市木太町2191-1)
- お問い合わせ 香川県中小企業団体中央会 総務企画部(西本、高橋、吉見)
TEL:087-851-8311/FAX:087-822-4377

【香川県中小企業団体中央会青年部通常総会】

- 日 時 平成22年6月29日(火)17時～
- 場 所 オークラホテル高松(高松市城東町1-9-5)
- お問い合わせ 香川県中小企業団体中央会 事業振興部(片岡)
TEL:087-851-8311/FAX:087-822-4377

NEWS 1

「ガイナース」の広告スポンサーで
手袋PR

日本手袋工業組合



▲資料館でのお宝グッズ展示

日本手袋工業組合(砂川匡理事長)は、全国シェア90%を誇る日本一の手袋産地・東かがわ市をPRしようと、香川オリブガイナースの今シーズンの広告スポンサーになりました。

組合ではこれまで、全国でPR活動を行っていましたが、この度、まずは地元の態勢強化からと、使用されている手袋のほとんどが香川県産手袋である野球に注目、地元球団のガイナースに目を付けたものです。

ガイナースの主催試合で、球場内に横断幕が掲げられる他、「香川の手袋」紹介チラシを配布できる等のメリットがあるということです。また、同組合が所有する資料館(入館無料)では、一昨年のチャンピオンフラッグ、選手

のサイン入りユニフォームやボール等のお宝グッズを展示しています。球団グッズや試合チケットの販売は、東かがわ市三本松の南新町商店街内にある「香川の手袋アウトレット店」にて取り扱っています。

NEWS 2

さぬきたてぐ祭～見てみまい、
さぬきのWAZA!～を開催

香川県アースリウッド協同組合

香川県アースリウッド協同組合(村上壽一理事長)は、4月12日から4月16日までの間、香川県庁東館1階ギャラリーにおいて『さぬきたてぐ祭』を開催しました。

会場には、県建具技能作品展の入賞作品など33作品が展示され、訪れた来庁者が伝統の組子障子、ドアなど匠の技を見入っていました。

16日には、県庁において各賞受賞者の表彰式が行われ、香川県知事賞や香川県中小企業団体中央会会長賞など9作品が受賞しました。

村上理事長は、「ローコスト重視の現状であるが、職人が手間ひまをかけたこだわりの建具が今後見直されるようアピールしていきたい」と話していました。



▲県庁ロビーにて



▲中央会会長賞受賞作品

◆香川県知事賞

「引き違い障子」藤田 直紀氏((有)松木建具店)

◆中央会会長賞

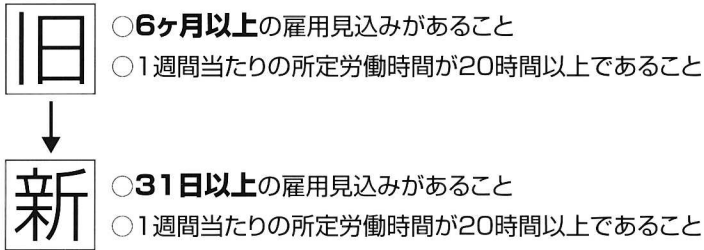
「トートバッグ」野々井義典氏((有)森本建具店)

平成22年4月1日から雇用保険制度が変わりました

【主な改定ポイント】

非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大（平成22年4月1日施行）

◇短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲が次のとおり拡大されました。



◎「31日以上雇用見込みがあること」とは・・・

- 31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなります。
- このため、例えば、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として、31日以上雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。
 - ・雇用契約に更新する旨の規定があり31日未満での雇止めの明示がないとき
 - ・雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき

雇用保険料率の変更（平成22年4月1日施行）

- ◇失業等給付に係る雇用保険料率に変更になりました。
 - （一般の事業の場合：**0.8%**（平成21年度1年間の暫定措置）→**1.2%**（平成22年度）を労使折半）
- ◇その他、事業主の方には、雇用保険二事業に係る雇用保険料率（平成22年度は、一般の事業の場合、原則どおりの**0.35%**）を負担していただく必要があります。
 - 平成22年度の雇用保険料率（一般の事業） **1.55%**（事業主負担分：0.95%、労働者負担分：0.6%）

雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善（今後実施予定）

- ◇事業主から雇用保険被保険者資格取得届が提出されていなかったために、雇用保険に未加入とされていた方は、これまで被保険者であったことが確認された日から2年前まで雇用保険の遡及適用が可能でした。
- ◇施行日（※）以後は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが給与明細等の書類により確認された方については、2年を超えて雇用保険の遡及適用が可能となります。
 - （※）施行日とは・・・公布日（平成22年3月31日）から9ヶ月以内の政令で定める日をいいます。

詳しい改正内容などについては、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）におたずね下さい。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html>（厚生労働省ホームページ）

組合企業訪問 頑張ってます

正金醤油株式会社

- 所属組合 宝醤油協同組合
- 役職名 代表理事

会社の概要



取締役会長 藤井 正信

- 代表取締役 藤井 泰人
- 創 業 1920年(大正9年)
- 資 本 金 1,000万円
- 従 業 員 数 9人
- 住 所 〒761-4426
香川県小豆郡小豆島町馬木甲230
TEL 0879-82-0625
FAX 0879-82-5388
- 事 業 内 容 醤油製造販売
- ホ ー ム ペ ー ジ <http://shokinshoyu.jp>



▲本店

沿 革

- 大正9年 創業
- 昭和28年 株式会社へ組織変更
- 昭和50年 藤井正信が代表取締役就任
- 平成22年 藤井泰人が代表取締役就任

創業者藤井松吉(1883年~1975年)は、金両醤油を創業した藤井吉蔵の三男として生まれました。大正9年(1920年)、37歳で税務署より認可を受け、金両醤油が創業した醤油蔵を引き継ぎ、醤油の製造販売を始めました。

事業内容

当社は、創業当時から仕込み続けている杉の木桶を用いた天然醸造醤油、そして、それを使って無添加で仕上げた「だし」「ぼん酢」などを生産し、いずれもお客様から高い評価をいただいています。平成14年には、近所の同業者として古くから親交の厚かった山吉醤油が廃業したのに伴い、その蔵を引き継ぎました。現在では128本の木桶を有し、その中で諸味をじっくり熟成させることにより、風味豊かな醤油を育てています。



▲諸味蔵内



▲杉の木桶

近代化産業遺産

近代化産業遺産とは、我が国産業の近代化を支えた建造物、機械等について、公募方式により産業遺産活用

桶仕込 天然醸造

委員会の審議を経て経済産業省が認定しているものです。
 当社の諸味蔵が、平成21年に近代化産業遺産に認定されました。

この諸味蔵は、小豆島に現存する諸味蔵では最も古い建造物で、明治の初め頃に立てられたものです。建造当初から使用され続けている杉桶も残っています。



▲諸味蔵



▲近代化産業遺産に認定

本場の本物に認定

「本場の本物」は、農林水産省が地場産業の活性化などを目的に2005年度から進める地域食品ブランド確立支援事業の一環です。地域の特産品について材料や製法、由来を審査して財団法人食品産業センターが認定します。

当社の商品の中からは、「桶仕込濃口純」と「二段仕込匠」が認定されました。

「桶仕込濃口純」は、2年間かけて発酵熟成させた諸味から搾っています。

「二段仕込匠」は、一度熟成させた諸味から搾った醤油に再



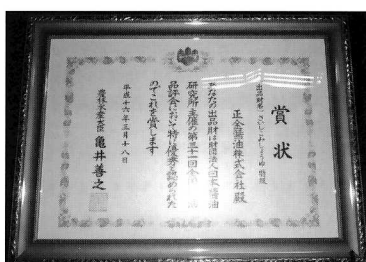
▲桶仕込濃口 純

▲二段仕込 匠

度、麴を仕込み、1年間発酵熟成させた諸味から搾った再仕込み醤油です。

平成16年には、全国醤油品評会に出品し、再仕込み醤油の部門で農林水産大臣賞を受賞しました。

この他にも、醤油にかつお荒節、煮干し、昆布を加えて煮出して作



▲農林水産大臣賞



▲商品一覧

った「八方だし」や、徳島県産のすだち果汁を加えた「すだち生ポン酢」、八方だしをベースにかつお節、みりんを加えた「そうめんつゆ」など和食に欠かせないだし・つゆを提供しています。

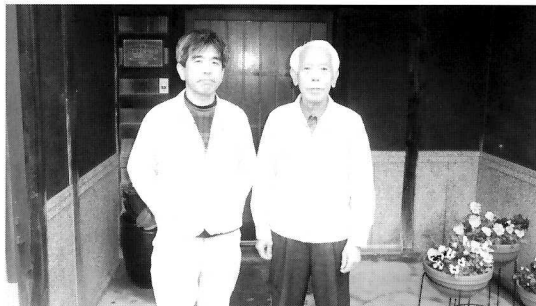
今後の抱負

小豆島では、400年前から杉桶を使った醤油づくりが続いております。

当社では、昔ながらの杉桶を使用した製法で醤油を造り続けております。何十年と使われてきた蔵や桶には、酵母がびっしりと付着し、諸味の発酵を助けます。1年半~2年の時間をかけて発酵、熟成させることで、旨みを引き出しています。時間をかけて生産した醤油が、多くのお客さんから支持を受けています。

当社の醤油を買い求めるお客さんは、本場の味を求めており、それに応えられるよう日々努力を重ねているところです。

今後も機械で大量生産された醤油とは違う天然醸造の醤油を提供しながら、小豆島桶仕込醤油の伝統や文化を守っていききたいと思います。



▲3代目藤井正信会長(右)と4代目藤井泰人社長(左)

商工中金だより

経済危機対策「ものづくり中小企業向け支援策」と連携した
商工中金のつなぎ融資制度をご案内いたします！

【ものづくり中小企業支援・つなぎ融資制度】

貸付対象者	ものづくり中小企業製品開発等支援事業、戦略的基盤技術高度化支援事業の採択を受けられた方
貸付限度	補助金、委託費の決定額の範囲内
資金用途	①ものづくり中小企業製品開発等支援事業における補助金交付までに必要となるつなぎ資金 ②戦略的基盤技術高度化支援事業における研究開発委託金交付までに必要となるつなぎ資金
貸付形式	手形貸付
貸付期間	補助金、委託費交付予定日までの期間
貸付利率	短期プライムレート以上
その他	○委託費・補助金の入金口座を当金庫に開設・指定いただく必要があります。 ○融資に際しては、当金庫の審査が必要となります。審査の結果によってはご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。

○その他、当該事業の量産化等の場合に必要となる設備資金や運転資金など長期資金については、ものづくり基盤技術高度化支援貸付で対応いたしますので、ご相談ください。

【お問い合わせ先】

株式会社 商工組合中央金庫 高松支店
〒760-0052 高松市瓦町1-3-8
TEL 087-821-6145 FAX 087-851-6074

日本政策金融公庫だより

● 中小企業事業からのお知らせ ●

なお、下記掲載は貸付制度の一部ですので、詳しくは日本政策金融公庫高松支店中小企業事業までお気軽にお問い合わせください。

融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)	融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)
新事業育成資金 (固定金利型)	6億円	特別利率③ ただし、6年目以降は 基準金利+0.2%	6億円	設備 15年 運転 7年	地域活性化・ 雇用促進資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①②③ (③-0.4)	5億4千万円	設備 20年 運転 7年
新事業活動促進資金 (固定金利型)	7億2千万円	基準利率 特別利率①③	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	環境・エネルギー 対策資金	7億2千万円	特別利率①②③ 特代工本利率 特合工本利率	4億円	設備 15年 運転 7年
IT活用促進資金	7億2千万円	特別利率①②	2億7千万円	設備 15年 運転 7年	経営環境変化 対応資金	7億2千万円	基準利率 (注1)	7億2千万円	設備 15年 運転 8年
企業活力強化資金	7億2千万円	特別利率①②③	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	事業再生支援資金	7億2千万円	基準利率+2.5% 基準利率+1.0%	—	設備 10年 運転 5年
海外展開資金	2億5千万円	基準利率	—	設備 15年 運転 7年	企業再建・事業承継 支援資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①	2億7千万円	設備 20年 運転 10年

(注1) ●長期運転資金に限り、上限3% ●一定の要件に該当する場合、金利控除(0.1%、0.3%又は0.4%)の適用可能

(注) 同一貸付でも、信用リスクや貸付期間により、適用利率が異なります。融資利率等の詳細は日本政策金融公庫HPをご覧ください。

● 国民生活事業からのお知らせ ●

日本政策金融公庫 国民生活事業では、政府の経済対策により、
設備資金の利率およびセーフティネット貸付(運転資金)の利率引き下げを実施しています！

融資制度内容

【設備資金貸付利率特例制度】

設備資金の利率を2年間低減・・・(低減利率)0.5%

ご利用 いただける方	事業資金で設備資金をご利用される方
ご融資額	各融資制度に定めるご融資額以内
低減期間	2年間
利率	(当初2年間)各融資制度に定める利率 -0.5% (2年経過後)各融資制度に定める利率

【セーフティネット貸付】

- 売上が減少する等業況が悪化している方
に対する利率低減 (低減利率) **0.3%**
- 雇用の維持・拡大を図る方に対する利率低減
(低減利率) **0.2%**
- 上記の2項目に該当する方に対する利率低減
(低減利率) **0.5%**

拡充後の利率 **1.75%～**

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル2・3階 URL:<http://www.jfc.go.jp/>

中小企業事業(旧 中小企業金融公庫)

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル3階
TEL:087-851-9141 FAX:087-822-1423

国民生活事業 融資相談係(旧 国民生活金融公庫)

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル2階
TEL:087-851-0198 FAX:087-822-9274

7日	中央会青年部正副会長会	(本会)
16日	平成22年度香川県建具技能作品展(第22回さめきたてぐ祭り)表彰式	(香川県庁)
20日	香川県による補助事業完了検査	(本会)
22日	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する講習会	(サンメッセ香川)
27日	香川県商店街振興組合連合会三役会	(ロイヤルパークホテル高松)
	香川県中小小売商団体連合会三役会	(ロイヤルパークホテル高松)
	かがわ中小企業応援センター連絡協議会	(香川産業頭脳化センタービル)
28日	中央会監査会	(本会)

～事業主の皆さんに、香川労働局からのお知らせです。～

平成22年度労働保険年度更新について

労働保険(労災保険及び雇用保険)の年度更新期間は、平成22年6月1日から7月12日です。

平成21年度より期間が変更になりました。電子申請もご利用になれます。

なお、お問い合わせは、香川労働局総務部労働保険徴収室(tel.087-811-8917)

又は下記の労働基準監督署までお願いします。

- 高松労働基準監督署 高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎2階(087-811-8945)
- 丸亀労働基準監督署 丸亀市大手町3-1-2 (0877-22-6244)
- 坂出労働基準監督署 坂出市久米町1-15-55(0877-46-3196)
- 観音寺労働基準監督署 観音寺市観音寺町甲3167-1(0875-25-2138)
- 東かがわ労働基準監督署 東かがわ市三本松591-1大内地方合同庁舎(0879-25-3137)

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社/定価
1	1Q84 BOOK(3)	村上 春樹	新潮社/1,995円
2	天地明察	冲方 丁	角川グループパブリッシング/1,890円
3	1Q87 BOOK(1)(2)	村上 春樹	新潮社/各1,890円
4	もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら	岩崎 夏海	ダイヤモンド社/1,680円
5	伝える力	池上 彰	PHP研究所/840円